

公益社団法人 おおさき青年会議所 情報公開規程

第1条 (総則)

本規程は、定款第42条の規定に基づき、情報公開に関して必要な事項を定める。

第2条 (管理)

本会議所の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

第3条 公開する資料

公開する資料は次の通りとする。本会議所の業務時間内はいつでも、事務局において閲覧に供する。また、同資料は本会議所のホームページ上において公開することができる。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 貸借対照表 最新のもの
- (5) 収支計算書 最新のもの
- (6) 正味財産増減計算書 最新のもの
- (7) 財産目録 最新のもの
- (8) 事業報告書 最新のもの
- (9) 事業計画書 最新のもの
- (10) 収支予算書 最新のもの

2 前項第2号並びに第3号については、会員以外の者から閲覧請求があった場合には、個人の住所に係る記載を除外して閲覧に供する。その他の資料については、関係者の住所・電話番号・生年月日等の個人に関する情報が記載されている場合は、当該記載部分を除外して閲覧に供する。

第5条 (閲覧の申出方法等)

本会議所の事務局において、第3条に定める資料の閲覧を申し出ようとする者は、本会議所に対し、氏名、住所、公開を申し出ようとする資料の名称を所定の用紙に記載する方法で申し出なければならない。

第6条 (細則)

本規程の施行に関する細則は、理事会の議決をもって定める。

付 則

1. 本規程は、一般社団・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本付則は、本規程の施行後、削除する。

本規程は平成25年1月4日から施行する。